

国立市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 濱崎 真也

(説明) 高額療養費の現物給付化の普及等により、高額療養費資金の貸付けを受ける者がいないため、条例を廃止するものである。

国立市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例案

国立市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例（昭和52年12月国立市条例第25号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の国立市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例（以下「旧条例」という。）の規定により行われた資金の貸付けについては、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。